

○大蔵委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件	名	提出	月日	提出	本院に受領	又は（衆）へ送付
6	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	昭和五十八年分の所得税の臨時特例等		五八、九三〇	一〇一八	五八、一〇、四	五八、一〇、四
7	衆議院議員提出法律案（二件）	貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案	外伊藤十一大茂君	（五八、一〇、二二）	（五八、一〇、二三）	（予）	（予）
3	件	名	提出者	月日	付月日	付委員会	付委員会
4	番号	名	提出者	月日	付月日	付委員会	付委員会

衆議院議員提出法律案（二件）

4	3	番号	件	名	提出者	月日	付月日	付委員会	付委員会
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案	貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案	外伊藤十一大茂君	（五八、一〇、二二）	（五八、一〇、二三）	（予）	（予）	（予）	（予）	（予）
（一〇、一三）	（一〇、一三）	（一〇、一三）	（一〇、一三）	（一〇、一三）	（一〇、一三）	（一〇、一三）	（一〇、一三）	（一〇、一三）	（一〇、一三）
了	了	了	備考						

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）（衆議院送付）

五八、九、一〇 内閣提出

一〇、四 衆可決
一〇、七 参可決

要旨

本法律案は、国際通貨基金に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同基金に対し、四十二億二千三百三十万特別引出権に相当する金額（現行は二十四億八千八百五十万特別引出権に相当する金額）の範囲内において出資することができるとしてするものである。

が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和五十八年分の所得税の臨時特例等に関する法律案（閣法第七号）（衆議院送付）

委員長報告

ただいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際通貨基金に対する出資の額が増額され

ることとなるのに伴い、その出資の額の増額に応ずるための所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、開発途上国の累積債務問題と国際金融機関の対応、円高基調定着の見通しと施策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、本法律案に反対する旨の意見

五八、一〇、二八 内閣提出

一一、一七 衆可決
一一、二八 参可決

要旨

本法律案は、所得税減税実現に対する国民の期待をはじめとする現下の社会経済情勢に顧み、昭和五十八年分の所得税について、基礎控除等の額の引上げにより、同年分の所得税負担の軽減を図るとともに、その必要財源の確保のため、五十七年度決算剩余金処理の特例を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一、五十八年分所得税負担の軽減をはかるため、基礎控除、配偶者控除、扶養控除をそれぞれ三十万円（現行二十九万円）に引き上げるとともに、老人控除対象配偶者に係る配偶者控除、老人扶養親族に係る扶養控除をそれぞれ三十六万円（現行三十五万円）に引き上げる。これにより、夫婦子二人の給与所得者の場合、昭和五十八年分の課税最低限は二百七万五千円（現行二百一万五千円）に引き上げられることとなる。
- 二、配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる所得要件について、給与所得等に係る所得限度額を三十万円（現行二十九万円）とするとともに、勤労学生控除の適用要件である所得限度額を五十三万円（現行五十一万円）とする。

三、一、二の措置に必要な財源の確保を図るため、決算上

生じた剩余金の二分の一を下らない金額を公債等の償還財源に充てることとなつてゐる財政法第六条第一項の規定を、五十七年度の一般会計歳入歳出の決算上の剩余金については適用しない。

なお、五十八年分所得税減税の規模は約千五百億円と見込まれている。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十八年分の所得税の臨時特例等に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和五十三年以来六年にわたって所得税の課税最低限が据え置かれてきたことによる国民の減税実現への期待にこたえるとともに、現下の社会経済情勢にも配意して、昭和五十八年分の所得税に係る人的控除等の額を引き上げることにより、同年分の所得税負担を軽減し、あわせてその必要財源を確保するため、決算上生じた剩余金の二分の一を下らない金額を公債等の償還に充てることとなつてゐる財政法第六条第一項の規定を、昭和五十七年度

第 九 十 八 回 会 57	番 号	件	名	
案 日本学術會議法の一部を改正する法律				
先議	提出			
五八、四二三	月 日 提出			
受 五八一二一七 領	送付 五八一二一七 月 日 本院に受領	又は(衆)へ 委員会	参 議 院	
五八一二一三	付 委 員 託 会	議 員 決 會		
可 五八一二二四 決	議 本 會 決 議			
可 五八一二二六 決	付 委 員 託 会	衆 議 院		
五八 九 八	議 員 決 會			
修 五八一二二二 正	議 本 會 決 議			
修 五八一二二二 正	備 考			
会衆継続 第九十九回国				

内閣提出法律案（一件）

○文教委員会

の一般会計歳入歳出の決算上の剩余金については適用しないこと等、所要の措置を講じようとするものであります。委員会におきましては、増税なき財政再建に対する政府の認識、五十九年度減税財源としての増税の意図の有無、今後における利子配当所得の総合課税化の具体的方策、総合経済対策の経済成長に与える効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して竹田四郎理事、公明党・国民会議を代表して塩出啓典理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員、参議院の会を代表して

青木茂委員より、それぞれ反対、また自由民主党・自由国民会議を代表して藤井孝男理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、租税体系の基幹税としての所得税について、その負担が急激な増加やひずみをもたらすことのないよう、今後における社会経済情勢の変化に対応して適宜見直しを行うこと等四項目の附帯決議を行つております。

以上、御報告申し上げます。